



厚生労働大臣の定める揭示事項

明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システム導入の原則義務化を踏まえ、当該システムを導入している保険医療機関となります。

マイナ保険証等の利用を通じて診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。

一般名処方加算について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院スタッフまでご相談ください。

医療DX推進体制整備加算について

当院では以下の通り医療DX推進の体制を整備し活用しております。

- ① オンライン請求を行っています。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③ 電子資格確認を利用し取得した診療情報を、閲覧または活用できる体制を有しています。
- ④ マイナンバーカードの健康保険証利用について、利用しやすい環境を整備しています。
- ⑤ マイナ保険証について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示しています。

情報通信機器を用いた診療

現在、当院では情報通信機器を用いたオンライン診療は行なっておりません。

また、情報通信機器を用いた診療にて向精神薬を含めた処方なども行なっておりません。

外来感染対策向上加算について

当院では下記に示す取り組みを行っており、受診された患者さまに対して月1回外来感染対策向上加算を算定させていただいております。また、感染防止対策を講じた上で初診を行なった場合に「発熱患者等対応加算」として、月1回に限り20点加算となっております。

- 医師、従業者全員で院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に研修会を実施しています。
- 感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応しています。
- 標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

時間外対応加算3について

当院では、診療後の夜間数時間は通院されている患者さまの緊急の相談がある場合に対応できる体制を整えております。